

○岡山市こどもの権利に関する条例（仮称）案パブリックコメント結果

回答者 21 人 件数 131 件

【内 訳】 意見募集フォーム9人、電子メール8人、FAX3人、郵送0件、持参1人

No.	条項等	意 見	回 答
1	全体	<p>第2条（4）などで規定している「育ち学び遊ぶ施設等」⇒「遊び学び育つ施設等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語順を入れ替えて、「遊び」を最初にさせていただきたいです。（以降の箇所もすべて） ・「遊び」は子どもにとって生きることそのものであり、遊ぶことで自分を認め、自己形成します。まずは「遊び」からだと考えます。 ・こうした子どもにとっての「遊び」のとらえ方がなかなか浸透しないので、この条例で位置付けていただきたいです。 ・子どもにとって「遊ぶ」ことは生きることそのものです。日々の営みです。日々の遊びから、自分を知り、自己を形成していきます。この過程があってこそ自己肯定感を育み人として成長していきます。 	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、基本的な生活を含めた「育ち」が前提と考えており、この並びとしています。</p>
2	全体	<p>条例案のいろんなところに「育ち学び遊ぶ」と書かれていますが、こどもの発達上から言うと「遊び育ち学ぶ」ではないかと思えます。</p>	
3	前文	<p>「全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在」とありますが、子どもは、無条件でかけがえのない存在であると思えます。障害や病気があったり、力を発揮できない困難な状況にある子どももすべてかけがえないと宣言する子ども観を明記していただきたいです。全ての子どもはかけがえのない存在です。</p>	<p>ご意見のとおり、全てのこどもがかけがえのない存在であると考えており、原案でもそのように読めることから原案のままとします。</p>
4	前文	<p>「一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持った」のような説明はなくてもいい。なぜなら、どんなこどもであってもかけがえのない存在だからです。</p>	
5	前文	<p>「全てのこどもは、かけがえのない存在であり、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持っています」と語順を変更してほしい。まずは、すべてのこどもはかけがえのない存在である、ということが大前提であり、明記してほしいです。</p>	

No.	条項等	意見	回答
6	前文	<p>「全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。」 ⇒「全てのこどもは、かけがえのない存在であり、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持っています。」</p> <p>語順を変更。まずは「かけがえのない存在である」ということが大前提と考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、全てのこどもがかけがえのない存在であると考えており、原案でもそのように読めることから原案のままとします。</p>
7	前文	<p>「育ててくれてありがとう」は不要。恩着せがましいと感じられます。</p>	
8	前文	<p>「育ててくれてありがとう」を削除。</p> <p>こどもが言いそうになくて、大人が加工したような違和感があるから。</p>	
9	前文	<p>「この条例を立案する過程で実施したこどもへのアンケートでは・・誰にとっても暮らしやすい幸せな社会です」の部分は、アンケートの結果を忠実に示したものではありません。ない言葉を付け加えたり、結果どうしをくっつけたりしないでアンケート結果通り上位3項目に書き直していただきたい。</p> <p>アンケート結果からは、大人へのメッセージは1番が「子どもの意見を聞いてほしい」2番が「いつもありがとう」で「育ててくれてありがとう」とはなっていません。ありがとうの意味合いは、大人に対してであり親とは限りません。3番目は「こどもにも権利があることを知ってほしい」です。</p>	<p>こども向けアンケートにおける「おとなへのメッセージ」では、おとなへの「意見・要望」が多数を占めていました。一方で、おとなへの「感謝」を示す記述もあり、そのことについても記述することが、こどものおとなに対する思いを両面から表現することになるとの考えから、残すこととします。一方で、一部ご意見を踏まえ、該当箇所については「いつもありがとう」と修正し、記載順については最後とします。</p>
10	前文	<p>「育ててくれてありがとう」を削除。「育ててくれてありがとう」は公表されているアンケート回答にはない表現です。回答は、「いつもありがとう」となっています。アンケート回答の上位3つを記載する等、そのままを掲載してください。</p>	
11	前文	<p>「育ててくれてありがとう」を削除。または変更、語順も後ろに。</p> <p>子どもの権利を岡山市はどう考えるかを伝えるのが前文なので、こどもの声としても子どもの権利がどのような状況か、関連したりイメージするために適した子どもの声を載せるといいのではないのでしょうか。作成している大人が、自分たちのことをほめるようにも感じるので、「育ててくれてありがとう」は削除でいいのではないかと考えます。どうしてもということなら、子どものアンケートからということですが、「そだててくれてありがとう」という回答はなく、「いつもありがとう」という言葉です。アンケート回答のまま、上位3つを記載してください。語順は最後までいいのではないかと考えます。</p>	

No.	条項等	意見	回答
12	前文	前文の中のおとなへのメッセージ部分で、「育ててくれてありがとう」はなくても良いと思います。入れるのであれば、公開されているアンケート結果に基づいて、「いつもありがとう」が良いと思います。	
13	前文	<p>「育ててくれてありがとう」という設問をトル。</p> <p>(文中) この条例を立案する過程で実施した子どもへのアンケートでは、…おとなへのメッセージとして「育ててくれてありがとう」～「子どもの権利をもっと知ってほしい」といった…とあります。様々なメッセージを整理して記載してくださっているようですが、アンケートの結果(設問)をそのまま記載してください。</p> <p>子どもの意見も聞いてほしい(275票)、いつもありがとう(256票)、子どもにも権利があることを知ってほしい(213票)が上位の3項目です。</p> <p>「育ててくれてありがとう」という設問があったとしたら、とても意図的に感じられ違和感があります。子どもの声を伝えたいという思いが出ていることはわかりますが、一方で違和感を持ち、疑問を持たれることは防ぎたいです。</p>	<p>子ども向けアンケートにおける「おとなへのメッセージ」では、おとなへの「意見・要望」が多数を占めていました。一方で、おとなへの「感謝」を示す記述もあり、そのことについても記述することが、子どものおとなに対する思いを両面から表現することになるとの考えから、残すこととします。一方で、一部ご意見を踏まえ、該当箇所については「いつもありがとう」と修正し、記載順については最後までとします。</p>
14	前文	「岡山市には、持続的な社会の構築を目指し、・・・経験があります」の部分は、岡山市のすばらしい歴史と経験は理解できるが、この条例においては回りくどくなくてもいいです。	<p>関係団体等の意見聴取において、「岡山市がSDGsやESDを積極的に取り組んできたことは誇れること。このことを前文に入れることで岡山市らしさを出してはどうか」という趣旨の意見がありましたが、市議会としてもその考えに共感し、記述したものです。また、他自治体の類似の条例の前文においてもその自治体ならではの背景等を踏まえているものが多いことなどを踏まえ、原案のままとします。</p>
15	前文	「私たちは・・・子どもを支援するまちづくりに取り組むことが、今を生き、未来を創る・・・この条例を制定します」の部分の子どもを支援する「まちづくり」ではなく「しくみ作り」に変更していただきたい。なぜなら、子どもを支援したりまもるしくみが構築されていないと子どもを支援する街づくりはできないからです。	<p>ご指摘のとおり、「しくみづくり」は大変重要なものであり、市議会としてもそのように考えています。この前文における「まちづくり」の意味は「しくみづくり」を含んだものであり、原案のままとします。</p>

No.	条項等	意見	回答
16	前文	「今を生き、未来を創るこどもへのエンパワーメントにつながることを願い」の部分は非常にわかりにくいし、「願い」では条例を制定する強い思いが感じられません。こどもにとっては、未来につながる今が大事です。願って条例を制定するのではなく、「安心して自分らしく生きることができる社会をつくっていくためにこの条例を策定します」と「願い」ではなく「つくるぞ！」みたいな強い決心を前文で示していただきたいです。	「願い」の文言に強い思いを込めた趣旨であり、原案のままとします。
17	前文	「こどもへのエンパワーメントにつながることを願い、この条例を制定します。」この文面がよかった。	参考にさせていただきます。
18	前文	「・・・未来を創るこどもへのエンパワーメントにつながることを願い・・・」 ⇒「・・・未来を創るこどものウェルビーイングとエンパワーメントを図ることを願い・・・」 こども大綱には「ウェルビーイング」という言葉が明記されていますので、この言葉を加えてください。	前文を簡潔にすること、また、第1条に「幸福な生活を送ることを目的とします」と規定していることから、原案のままとします。
19	第1条	「こどもの権利」を「社会全体で保障」に強い違和感がある。少なくとも家庭内のことを社会が保障する必要性はそう高いとは言えない。権利を保障とは、何を為すのかがはっきりとしない。	虐待やヤングケアラーの問題など、家庭内においてもこどもの権利が侵害される事案が社会問題化しています。社会全体で、こどもが家庭の内外で安全に安心して自分らしく幸せな人生を送れる環境を整備し、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」などこどもの権利を保障する（守る）ことを目指しています。
20	第1条	「こどもの権利が社会全体で保障され、 <u>子どもの今を支え</u> 、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。」（下線部を追加） 子どもは今、日々を生きています。目の前の子どもの「今」を支えないといけないから。	「将来にわたって」は、「現在」のことも含める趣旨であることから、原案のままとします。
21	第1条	「こどもの権利が社会全体で保障され、 <u>こどもの今を支えるとともに</u> 、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。」（下線部を追加）	

No.	条項等	意見	回答
22	第1条	「こどもの権利が社会全体で保障され、 <u>こどもの今を支えるとともに</u> 、こどもが夢や希望を持ち、・・・」と下線の部分を加えていただきたいです。 「今」安心して暮らせることが重要だと思います。	
23	第1条	「こどもの権利が社会全体で保障され、 <u>こどもの今を支えるとともに</u> 、こどもが夢や希望を持ち、・・・」下線部を追加。子どもの成長は待ったなしです。今の困難を少しでも解消することが重要と考えます。	「将来にわたって」は、「現在」のことも含める趣旨であることから、原案のままとします。
24	第1条	「この条例は・・・こどもの権利が社会全体で保障され、 <u>こどもの今を支え</u> 、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。」（下線部を追加） こどもの権利が社会全体で保障されることは急務です。急務であることを強調するためにも「今を支える」を加えていただきたいです。	
25	第1条	「・・・こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送る・・・」 ⇒「・・・こどもが夢や希望を持ち、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送る・・・」 こども大綱には「ウェルビーイング」という言葉が明記されていますので、この言葉を加えてください。	簡潔な条文とするため、原案のままとします。原案においても、「身体的・精神的・社会的に」という趣旨は含んでいるものと考えています。

No.	条項等	意見	回答
26	第2条	<p>第2条「用語の意義」とある。この条項は、この条例文書単体での内容を理解するためのものだと思うのだが、それであれば意義ではなく意味を挙げるべきだろう。</p> <p>意義には意図が含まれ、公平さや平等が損なわれると感じるし、条例として挙げている以上、意図しない部分であっても表現の解釈によって何らかの効力を発生しかねない。</p> <p>例えば、(1)において、岡山市へ旅行に来た子どもはこの意義が適用されないことになるが、それを悪意をもって用いると、他県で住んでいた親子がこの条例により引き離される危険性や、虐待児を見分ける時の言い訳にされ得る(岡山市の子どもだと思わなかった)など、多種多様なリスクを多分に含む。</p> <p>このような悪意を用いられることのないような内容にするべきであるし、そもそも「意義」ではなく「意味」としなければ日本国民に重大なリスクを負わせることになる。この部分については特に必ず変更が必要で、複数の都道府県で活躍されている弁護士に内容に問題がないか、リスクが潜んでいないかを確認してもらう必要がある。</p> <p>もし、外部の確かな人物による十分な確認などが行えない場合は、少なくとも他の自治体による子どもの権利条例を参考にして、体裁や構成を吟味する必要があるし、それらの成果を根拠にし、その条文を参考に行っていることが明らかになるよう明示するべきである。この参考作業は素案において最も重視されることの一つと言える。</p>	<p>「定義規定」の柱書において「用語の意義」と規定されることはわが国の法令等においては一般的であり、特に問題はないと考えられることから、原案のままとします。</p> <p>なお、様々な団体から意見聴取を実施しており、法律の専門家や大学関係者からも助言をいただいております。</p>
27	第2条(1)	<p>本条例の第2条(1)では「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していますが、ユニセフの子どもの権利条約では18歳未満と定めています。</p> <p>この「心身の発達の過程にある者」という捉え方からすると、どんな年代でも人は発達を続けているというのが現代的な考え方であり、老若男女全てが「子ども」という位置づけになります。</p> <p>もし、そうではないというならば、「大人は発達できない」ということを暗に言っていることになり、現代的な人間の発達の考え方に反する捉え方になってしまい不遜である表現と言わざるをえません。</p> <p>このことは、いみじくも当条例の第27条に「18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう」という条文を見ればわかる通り、18歳以上なら子どもではないと記述されています。</p>	<p>子どもの定義は年齢で厳格に区切るのではなく、個人の発達の程度等に配慮して柔軟な表現とするべきと考えており、原案のままとします。</p> <p>なお、令和5年4月1日に施行された「子ども基本法」における子どもの定義も、本条例案と同様の表現となっています。</p> <p>なお、第27条は、18歳に到達してもその支援を継続して受けることができることを入念的に規定したものであり、18歳以上は子どもではないことを意味しているものではありません。</p>
28	第2条(3)	<p>「保護者 子どもの親及び親に代わり・・・」 ⇒「保護者 子どもの親や祖父母、里親、その他親に代わり・・・」</p> <p>今日、「家庭と同様の養育環境」として「里親」による養育が期待されているので、里親も加えてください。</p>	<p>ご意見を一部踏まえ、「保護者 子どもの親、里親その他親に代わり・・・」と修正します。</p>

No.	条項等	意 見	回 答
29	第2条 (4)	<p>「育ち、学び、遊び、又は活動する」 ⇒「遊んだり学んだり活動したりして、育っていく」</p> <p>こどもは日々の遊びの中で様々なことを学び続け、そのような活動ができる日常の中で時間をかけて育っていく、と考えるのが教育的に自然だから。 「遊び」「学ぶ」「活動する」はこどものする活動だが、「育つ」はこどもの活動の結果としてこどもが変化することだから。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、基本的な生活を含めた「育ち」が前提と考えており、この並びとしています。</p>
30	第2条 (4)	<p>「育ち学び遊ぶ施設等」 ⇒「育ち学び遊ぶ施設・こどもに関わる団体等」</p> <p>条文の中に「団体」があるので、最初に明記しておいたほうがよいと思います。</p>	<p>条文は簡潔を旨とすることが原則であり、ご提案の内容はやや長くなることから、原案のままとします。</p>
31	第2条 (7)	<p>公的な文書で「ヤングケアラー」という差別を含む言葉を使うべきではない。</p>	<p>こども家庭庁のウェブサイトにおいても「ヤングケアラーについて」のページがあり、また、「ヤングケアラー」の文言を入れている他自治体の条例は既に存在していること等を鑑みるに、当該文言が差別を含むものとは認識しておりません。</p>
32	第2条 (7)	<p>また、「過度に」行わされていない子どもは保護しないような取り決めであれば、これも逆手に取って家事に限らず様々なことを強要可能になりかねない。</p>	<p>こどもが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると「認められない」場合は、こどもがこれらの行為を行うことはあり得ると考えられます。ただし、「強要されている」ということになれば、別の観点からこどもの権利を侵害していることになる可能性があると考えられます。</p>
33	第2条	<p>第2条に次の文を追加。 「(8) 遊び 年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動の総称。こどもの心身の成長発達に欠かせない生きるための活動であり、こどもは日々の遊びから日々学び、時間をかけて育っていく。年齢及び発達の程度に応じて、学びや育ちに欠かせない活動である。」</p> <p>この条例に数多く登場する「遊び」という言葉は、対象となるこどもの年齢及び、読む人の立場などにより、捉え方が異なります。決して「怠ける」や「ふざける」や「邪魔をする」などのネガティブな意味ではなく、こどもの成長に欠かせない活動として「遊び」という言葉を使っている、ということを示すことで、意識の変革が進むと考えるから。</p>	<p>定義規定は、条文の解釈に必要なとされる範囲で規定されるものであると認識しております。ご提案の趣旨は理解できるものの、条文の解釈における必要性等から判断し、原案のままとします。</p>

No.	条項等	意見	回答
34	第3条	基本理念。ここでも年齢による区分けがないため、基本とは思えないような極めて曖昧な表現に見える。発達 の程度を何で測るつもりなのか不明。	「発達の程度」を使用した趣旨は、年齢だけでは発達速度の個人差を踏まえることができず、それを補うためです。なお、第3条第2号は、「児童の権利に関する条約第12条第1項」、「こども基本法第3条第3項」を参考にしています。
35	第3条 (1)	障害者差別解消法に定めますように「合理的配慮」を行わないことは法律上の差別です。この条例案に「合理的配慮」の文言を入れるのが、この条例案の趣旨目的に合致すると思われま す。条例案の第3条の「あらゆる差別的な扱いを受けないこと」を「あらゆる差別的な扱い（合理的配慮を提供されないことを含む）を受けないこと」とするなど、具体的な規定振りは様々な可能性があります。	ご提案の趣旨は理解できるものの、原案においても同法の趣旨を含めているとの観点から、原案のままとします。
36	第3条 (2)	最善の利益とは、何でしょうか？言葉が、大人主体の気がしました。日常生活の中で、こどもの気づきや、 思いに共感して寄り添うこと、傾聴することが大切と思います。	「最善の利益」は、「児童の権利に関する条約第3条」、「こども基本法第3条第4項」に規定されている文言です。内閣官房こども家庭庁設立準備室が作成した「こども基本法説明資料」には「「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮することです。こどもの意見がその年齢及び発達 の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。」と記載されており、市議会としてもそのように認識しています。
37	第3条 (4)	「社会的活動に参画する機会が確保される」とあるが、基本的人権による自由があれば足りそう。自分で選んで加われば良い。何かを強要する予定でもありそうな条文に思える。もし、何かの義務を課すことを想定しているなら、明文化と各児童とその家族に対して賛同が必須である。	この号は、「こども基本法第3条第3項」を参考に規定しています。あくまでも「機会」が確保されるだけであり、何かを強制する趣旨を含むものではありません。
38	第5条 (4)	深読みせずに理解すると、障がい・経済困難を子どもに判断可能な条例になっていて差別を生む危険がある。公的機関が子どもからの相談のみを起点にして親を遠ざけることも可能になり得る。少なくとも、自己判断可能な年齢や適用可能となる状況の区分は必要となる。また、役所が子どもの判断を奪って扇動するようなことにならないようにするべきである。	障害の有無・経済的な困難の判断については、客観的な事実を基に判断されることを念頭に規定しているものであり、必ずしもこどもが判断することを前提としていません。いただいたご意見は、執行部と共有します。

No.	条項等	意見	回答
39	第5条(6)	<p>「安全で安心して暮らすことができないと感じる時や、孤独や孤立について相談できる場があること。」 ⇒「安全で安心して暮らすことができないと感じる時や、話したいときにはいつでも話を聞いてもらえる場があること。」</p> <p>「孤独や孤立」と限定する必要はないと思います。困ったときに話してもらうためには、常日頃からなんでも話せる場所がなくては無理だから。</p>	<p>第5条は「安心して生きる権利」を規定していることから、「生きる」ことに比重を置いた権利を列記しています。「孤独や孤立」が自死等に結びつくことが想定されることから、敢えて具体的に例示したものです。なお、相談も含め、様々な話を聴いてもらうことを保障した規定としては、第7条第5号を想定しています。</p>
40	第5条(6)	<p>「安全で安心して暮らすことができないと感じる時や、孤独や孤立について相談できる場があること。」 ⇒「安全で安心して暮らすことができないと感じる時や孤独・孤立を感じる時等に、相談したり話しを聞いてもらえる人や場があること。」</p> <p>孤独や孤立について相談と表記されているので限定された感じを受けました。色々な不安をできるだけ早く解消できることが大切と思いました。</p>	<p>「相談できる場」は「相談できる人」の意味を含んだ趣旨で規定していることから、原案のままとします。</p>
41	第5条(6)	<p>「相談できる場」があることより、まずは「相談できる人」ではないか？</p>	
42	第5条	<p>「子どもには、じゅうぶんな休みと自由に過ごす時間が必要であそびは、うばわれてはならない大切なもの」を追加。</p>	<p>「遊び」については第7条第4号、「休み」については第7条第3号に規定しており、これらの規定により権利を保障することを想定しています。</p>
43	第5条	<p>「子どもが、何もしない時間も選べばそのことを保障する。」を追加。</p>	

No.	条項等	意見	回答
44	第6条	<p>「自分らしく生きる」を何歳の子どもに求めるのだろうか。子どもの内心について、条例によって、あるべき姿を掲げる意味が分からない。裁判所等で悪用されかねない。該当しなければ強要され、発揮していなくても拡大解釈で適用可能と感じる。</p> <p>最たるものとして例に挙げると、代弁可能な第三者とは特定の公的機関のことだろうか、示せと言われかねない。</p> <p>全ての条文に対して、専門家ではない一市民である私から細かな点を指摘するのは正確性を欠き効率的ではない。有識者ではなく、専門家と呼び、上記の内容を確認した後に方針を決めて変更、追加、修正を行うべきである。</p> <p>なお、参加してもらった専門家は、子どもの権利条例が高い効果を上げている自治体にいる専門家が望ましく、その自治体担当者も併せて招くのが最も理想的と言える。理想形にならずとも、こども基本法策定前と後のそれぞれの時期で策定された条例を参考にし、近い内容を目指して善処すべきである。</p>	<p>「自分らしく生きる」ことについては「権利」として規定しており、あるべき姿を掲げているものではありません。</p> <p>なお、「自分らしく生きる権利」は他自治体の類似条例においても多く見られる権利の形態であり、こどもの権利を代表するものの一つであると考えております。</p> <p>また、様々な団体から意見聴取を実施しており、法律の専門家や大学関係者からも助言をいただいております。</p>
45	第6条(3)	<p>「自分に関することを決めるときに、<u>子どもの必要に応じて、適切な助言等を受けられること。</u>」（下線部を追加）</p> <p>子どもがしてほしいとも思っていないのに良かれと思って助言してくるおとなが多すぎるから。</p>	<p>本規定はあくまでも「権利」として規定しているため、行使するか否かはこどもの意思によります。よって「こどもの必要に応じて」ということは前提となっているものと考え、原案のままとします。</p>
46	第6条(3)	<p>「自分に関することを決めるときに、<u>こどもの必要に応じて適切な助言等を受けられること。</u>」（下線部を追加）</p> <p>こどもが助言をほしいと思っているかどうか重要と思います。必要と思っていないにもかかわらず、大人は助言をしがちなので加筆していただきたいです。</p>	
47	第6条(4)	<p>削除</p> <p>(2) とかぶる。</p>	<p>第2号は「らしさ」や「気持ち」などを認めてもらうこと、第4号は「存在」がそのまま受け入れられることで、全くの同趣旨ではないと考えることから、原案のままとします。</p>
48	第6条(4)	<p>削除</p> <p>(2) と同じ意味合いだから。</p>	
49	第6条(4)	<p>「それぞれの個性が尊重され、ありのままの自分が受け入れられること。」</p> <p>⇒「それぞれの個性が尊重され、ありのままの自分でいられること。」</p> <p>誰かに受け入れられることが前提ではなく、ありのままの自分でいられることが重要だと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、ありのままの自分が周りに受け入れられないことから生じるいじめ等も想定されることから、原案のままとします。</p>

No.	条項等	意見	回答
50	第6条(6)	削除 わざわざ書く必要がない。	夢や新しいことに挑戦することは、自らの成長や、人生を幸福に過ごすために重要な役割を果たすと考えられます。これらをおとなや周りの人により、合理的な理由なく妨害されることも想定されることから、原案のままとします。
51	第6条(6)	削除 夢を持つことや新しい挑戦を強制されているように感じるため。	
52	第6条(7)	「言葉だけでなく表情やしぐさにも寄り沿ってもらおうこと。」を文の頭に入れる。	ご提案の内容は、第6条第2号に含まれるものと考えています。
53	第7条	柱書に「こどもは、自由にのびのびと健やかに育つため」と「自由に」を加えていただきたいです。	「のびのびと」は、「自由に」の意味も含んでいると考えています。可能な限り条文は簡潔が望ましいことから、原案のままとします。
54	第7条(1)	「学びたいことを学ぶこと。」 ⇒「学びたいときに学びたいことを学ぶこと。」	他の号においても「何々したいときに・・」を加えることが可能であり、この号のみに加えることの理由が希薄なことから、原案のままとします。
55	第7条(2)	「様々な学びの場が」 ⇒「様々な遊びや学びの場が」	遊びについては第7号第4号に規定しています。
56	第7条(4)	・あそびのことをいれてほしい ・自分が思うことややりたいことをできる時間があそびかな こどもが、どんな状況においてもさまざまな人との関わりのなかで自分なりにいろいろなことに気づき感じ とり考えて少しずつ成長する。 健やかに成長するという言葉？ こどもが、困ったときだけでなく嬉しいことなど話や言葉・態度で表現できる機会・時間を保障することが大切。	
57	第7条(4)	・第7条の柱書に「のびのびと健やかに育つため」とあるので、(4)では「遊ぶこと」だけで良いと考えます。	ご意見を踏まえ、修正します。

No.	条項等	意見	回答
58	第7条 (4)	「遊びを通じて、健やかに成長すること。」 ⇒「遊ぶこと」 7条の柱書に「のびのびと健やかに育つため」とあるので、(4)では「遊ぶこと」だけで良いと考えます。前述の通り、子どもにとって遊びそのものが重要です。	ご意見を踏まえ、修正します。
59	第7条 (4)	「遊びを通じて、健やかに成長すること。」 ⇒「遊びたいときに遊べること。」 育つ権利として「遊ぶこと」が保障されていることが重要です。 「健やかに成長する」は大人の視点（願い）だと思います。無条件に遊ぶことが保障されていることが重要だと思います。	ご意見の一部を踏まえ、「遊ぶこと。」と修正します。
60	第7条 (7)	削除 不要。友だちをつくる「権利」をどうやって保障するのかわからない。権利を侵害された状況が考えられない。	友だちになる人について、親が必要以上に意見するなど、友だちをつくる権利が侵害される場合もあり得ると考えられるため、原案のままとします。
61	第7条 (7)	削除 友だちをつくることもそうでないことも子どもが選ぶことだからです。	ご指摘のとおり、友だちをつくることは子どもが選ぶことであるため、「権利」として規定しています。規定する意義は、友だちになる人について、親が必要以上に意見するなど、友だちをつくる権利が侵害される場合もあり得ると考えられるためです。
62	第9条	(5)として以下の文を追加していただきたい。 「発言を強制されないこと。発言したことで不利益を受けないこと」	
63	第9条	(5)として以下の文を追記してください。 「発言を強要されないこと。発言したことによる不利益を受けないこと」 こどもの意見を尊重するがあまり、必要以上に聞きすぎたり、無理に言わせたりすることを防ぎたい。	「発言を勧める」ことは一般的に許容されることであり、「発言を強制する」こととの区別が困難な場合もあり得ることから、原案のままとします。 また、「発言したことで不利益を受けないこと」については、第9条第2号の規定に含まれているものと考えます。

No.	条項等	意 見	回 答
64	第9条	(5)として「発言を強要されないこと。また、発言したことによる不利益を受けないこと。」を追加。 自由に安心して意見表明できるようにしたいと考えます。	「発言を勧める」ことは一般的に許容されることであり、「発言を強制することとの区別が困難な場合もあり得ることから、原案のままとします。 また、「発言したことで不利益を受けないこと」については、第9条第2号の規定に含まれているものと考えます。
65	第11条 第2項	「必要な支援」ということで、子どもの権利についての研修会（一方的な説明だけでなく、参加者の気づきが得られる形式で）を開いてほしい。	ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。
66	第13条 (3)	「育ち、学び、及び遊ぶ環境」 ⇒「遊びや学びを通じて育つ環境」 「育つ」「学ぶ」「遊ぶ」の3つの言葉の関係を分かりやすく書いた方が良いから。	基本的な生活を含めた「育ち」が前提と考えており、この並びとしています。
67	第13条 (3)	「体験の場を提供すること」 ⇒「体験の場の大切さを理解すること」 体験の場を提供することができない保護者もいるから。	本規定は絶対的な義務ではなく努力義務であること、また、「実施が困難な場合であることを想定した規定」の第6号があることから、原案のままとします。
68	第13条 (6)	「身近なおとなへの相談を検討すること」 ⇒「相談することができる」 できない場合は、検討ではなく相談できるとするべき。	本規定は、一定の場合に保護者の行動を「努力義務」とすることを目的としており、「権利」とすると趣旨が変わってくることから、原案のままとします。
69	第13条	第7号として「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福な生活を送るために、地域での子育てが支えられ、必要な支援を受けることが保障される。」を追加。 こども基本法に子育て家庭の支援が明記されている。第17条は市だけの支援が規定されているので、地域等の支援も必要であることを明記しておいた方が良いと思います。	本条は保護者の「役割」を規定しており、「権利」を規定するものではないため、原案のままとします。
70	第14条 (2)	「育ち、学び、及び遊ぶ環境」 ⇒「遊びや学びを通じて育つ環境」 「育つ」「学ぶ」「遊ぶ」の3つの言葉の関係を分かりやすく書いた方が良いから。	基本的な生活を含めた「育ち」が前提と考えており、この並びとしています。

No.	条項等	意見	回答
71	第14条	第8号として「こどもの主体性を尊重し、こどもの権利を保障し、また、保護者を支援するために、市や地域住民、事業者と連携・協働すること。」を追加 こども基本法に子育て家庭の支援が明記されている。第17条は市だけの支援が規定されているので、地域等の支援も必要であることを明記しておいた方が良いと思います。	ご意見の一部を踏まえ、本条の柱書の「・・成長するため、」の次に「市、保護者、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、」を追加しました。
72	第14条	公園、図書館、児童館、子ども対象の博物館を増やしてもらいたい。	ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。
73	第15条(1)	地域住民へ、こどもの権利について、又こどもの個人情報の厳守が伝わるような研修会（一方的な説明だけでなく、参加者の気づきが得られる形式で）をしてもらいたい。	
74	第15条(1)	「こどもの年齢及び発達の程度に応じて」の部分削除 地域住民は発達の程度は判断できない。すべての子どもの意見、個性及び特性が尊重されるべきだからです。	例えば、幼少期のこどもと青年期のこどもとでは対応が同じということは考えにくく、発達の程度に応じて、こどもへの対応を変えることは一般的に行われているものと認識しており、原案のままとします。
75	第15条(3)	「学び、遊び、又は休む」 ⇒「遊び、学び、又は休む」	「遊び」も重要なことと認識していますが、「学び」といづれを前に規定するかを考慮した際、一般的な理解を得やすいことを想定し、原案のままとします。
76	第15条(3)	冒頭に「市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者と連携し、」を追加。 次の(4)同様に、連携がないと難しいと考えます。	
77	第15条(3)	「市、保護者、遊び育ち学ぶ施設等、事業者と連携し、こどもが学び遊び、又は休むために・・・提供すること。」（下線部分を追記） 地域住民だけでは上記のような場を提供することは難しいと思います。 市をはじめ関係施設や事業者との連携が必要と思います。	ご意見を踏まえ、修正しました。

No.	条項等	意 見	回 答
78	第17条	<p>第4項として「市は、こどもの育ちや子育てを地域社会全体で支え、こどもや子育て家庭のウェルビーイングが保障される地域づくりを推進するために、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における中心的な役割を担います。」を追加。</p> <p>今日、地域には様々な子育て支援活動があるが、これらが連携・協働し、子育て支援ネットワークを形成することが、喫緊の課題となっています。</p>	<p>第17条は「子育て家庭への支援」を規定するものであり、本条へご提案の内容を追加することはなじまないものと考えております。ご意見いただいた内容については、第11条第1項にて規定しているものと認識しています。</p>
79	第18条(3)	<p>「心理的外傷」は「心的外傷」ではないでしょうか。</p>	<p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、学校保健安全法など法律においては「心理的外傷」で統一されており、「心的外傷」の使用例がないことに鑑み、原案のままとします。</p>
80	第18条(5)	<p>「親のいないこども、<u>養育困難な子育て家庭のこども</u>、及びひとり親家庭のこども」（下線部分を追加）</p> <p>社会的養護が必要なこどもの多くは、親のいないこどもではなく、虐待をする親以外に、親が病気や精神疾患などをかかえている場合がある。ヤングケアラーと重複する可能性があります。ここにも明記しておいた方がよいと思いました。</p>	<p>本条ではある程度の具体的なイメージが湧く内容を例示していますが、「養育困難な子育て家庭」の定義がやや抽象的と考えられ、本条第13号に含まれると整理することが適当と考え、原案のままとします。</p>
81	第18条(7)	<p>「不登校のこども」 ⇒「学校に行きにくい（行きづらい）」 ※どちらの表現でも構いません。</p> <p>不登校のみに限らず、学校に行きづらい子どもたちも含めて適切な配慮や支援が必要と思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、本条では「特別な」配慮が必要なこどもを対象として想定していることから、原案のままとします。</p>
82	第18条(12)	<p>「非行のあったこども」については、非行の定義がかなり曖昧だと感じますので、もっと具体的に犯罪までには至らない「社会のルールや規範に反する行為をしたこども」あるいは「少年法にふれたこども」に変更。さらに(12)そのものを削除して(13)の内容を(12)として表示して、非行のあったこどもへの特別な配慮を含めてはいかがでしょうか。</p>	<p>少年法をはじめとする各法律、岡山県青少年健全育成条例、岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例、他自治体の条例などにおいて、「非行」の文言は多数使用されていること、また、一般的に特別にイメージしづらい表現ではないことを踏まえ、原案のままとします。</p>
83	第18条(13)	<p>「その他特別な配慮が必要と認められるこども」 ⇒「その他さまざまな特別な配慮が必要と認められるこども」</p> <p>書ききれない多々なものを含めるため。</p>	<p>この場合においては、「その他」に「さまざまな」の意味が含まれていると考えており、原案のままとします。</p>

No.	条項等	意 見	回 答
84	第18条 (13)	「その他特別な配慮が必要と認められるこども」 ⇒「その他特別な配慮が必要なこども」	「必要と認められる」と規定することで、特別な配慮が必要とされる程度については、「主観的」ではなく「客観的」に判断されることが必要であることを意味しています。
85	第18条	第18条について、特別な配慮が必要なケースは条文に上げきれない程あります。そうした様々な子どもの状況を、関係するおとなが理解するための研修の場も必要であると考えます。今後、こども計画に入るよう、引き続き注視をお願いします。	
86	第18条	第18条の「特別な配慮を必要とするこどもと家庭」は、挙げきれない程あります。そうした子どもの現状や困難を、周囲の大人が理解し、支援につなげることができるように様々な場面（教育関係はもちろんですが、町内会など身近なところでも）で研修していくことが重要だと思います。具体的に条例に入れるのは難しいかもしれませんが、今後、行動計画などに反映していただきたいです。	ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。
87	第19条	見出しの「貧困の解消に向けた対策の推進」を「貧困を含む子育て困難家庭への支援」へ変更。 子どもが困難な状況にあるのは貧困という経済的側面だけではなく、親が育てる力がない上に子に障害があるなど、複合的な要素が絡み合っている場合も多いから。	
88	第19条	見出しの「貧困の解消に向けた対策の推進」を「貧困の解消を含む子育て困難家庭に向けた対策の推進」に変更。 貧困だけではない子育て困難家庭もあるから（貧困になるには原因がある。それをほらんだ家庭の意）です。	本条では、昨今において大きな問題として取り上げられる「貧困」について、単独の条文を設けることにより、際立たせることを狙って規定しているものです。また、子育て家庭を幅広く支援する条文としては、第17条（子育て家庭への支援）があることなどを踏まえ、原案のままとします。
89	第19条	見出しの（貧困の解消に向けた対策の推進）を（貧困の解消を含む子育て困難家庭への支援及び対策の推進）に変更。 貧困の背景に様々な実態があります。例えば、保護者自身が発達障がいを持っていても支援を受けることができている等により貧困の連鎖が生じる場合があります。声を上げられない、気づかれない困難家庭へどのようにアプローチしていくかも大きな課題です。この条例により少しでも前進することを願います。	

No.	条項等	意見	回答
90	第20条	「・・・こどもの育ちを進めるため・・・」 ⇒「・・・こどもの育ちを支援するため・・・」 子どもが育つように支援することが大切と思います。	ご意見を踏まえ、修正します。
91	第20条	「・・・・こどもの育ちを進めるため、体験や交流を促進するとともに、・・・・」 ⇒「・・・・こどもの育ちを進めるため、様々な学びや多様な体験活動・外遊びを促進するとともに、・・・・」 子ども大綱の「子ども施策に関する基本的な方針」「④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」の中に、「・・・・様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて・・・・」と明記されています。子ども大綱の中に外遊びが明記されたことは重要です。外遊びを明記してください。	ご意見の趣旨は理解できますが、原案においては「外遊び」も含めた趣旨と考えており、原案のままとします。
92	第20条	公園、図書館、児童館、子ども対象の博物館を増やしてもらいたい。	ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。
93	第21条	遊び場及び居場所づくり支援の充実として、資金面の支援の充実をぜひしてもらいたい。	
94	第23条 第2項	「市、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民は、こどもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境の整備に務めなければなりません。」 ⇒「市は、虐待を予防するために、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民と連絡をとり、協力しながら、こどもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境の整備に務めなければなりません。」 虐待予防であることと、環境整備の主体は市であることをはっきりさせるために修正してください。	暴力、虐待及び体罰の防止に向けた環境整備は市だけでなく、社会全体で取り組むことが望ましいと考えること、また、ご提案の「虐待を予防するために」については、原案の「暴力、虐待及び体罰を受けることなく」に含まれていることから、原案のままとします。
95	第24条 第4項	「いじめを行ったこどもに対して適切な指導および支援・・・」（下線部を加筆） いじめを行なった子どもは指導しなければならないが、指導だけでは解決しない。適切な支援が必要だから。	現状の文言では「適切な指導等」となっており、「等」に「支援」の意味を含めているため、原案のままとします。

No.	条項等	意見	回答
96	第24条 第4項	「いじめを行った子どもに対して適切な指導および支援等・・・」（下線部を加筆） 適切な指導とともに成長の過程で不足していた要因への支援が必要と思います。	現状の文言では「適切な指導等」となっており、「等」に「支援」の意味を含めているため、原案のままとします。
97	第26条 第3項	「生きることや死ぬことについて学ぶ」この文章に違和感を感じます。命の尊さと人間の尊厳について学ぶ、という文言で、充分伝わるとお思いますので、「生きることや死ぬこと」という文章はなくてもよいように思います。	ご意見を踏まえ、該当部分を削除します。
98	第28条	特に地域住民への啓発をしてもらいたい。	地域住民も啓発の対象となっているため、条文については原案のままとし、ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。
99	第30条 第1項	「・・・総合的な相談の体制を整備するものとします。」 ⇒「・・・総合的な相談の体制を整備し、周知するものとします。」 ここに相談すればいい、ということを広く知らせていただきたいです。	各施策は、本条に規定する事項に限らず周知することが原則であり、第11条第5項において通則的に規定していることから、原案のままとします。
100	第30条 第2項	「子ども自身が相談できる機会を確保するものとします。」 ⇒「子ども自身が相談できる場を確保し、子どもに周知するものとします。」 ここに相談すればいい、ということを広く知らせていただきたいです。	
101	第30条 第2項	「子ども自身が相談できる機会を確保するものとします。」 ⇒「子ども自身が相談できる場を確保し、子どもに周知するものとします。」 子どもも、保護者もここに相談すればいいと知っていることが重要だと思います。	各施策は、本条に規定する事項に限らず周知することが原則であり、第11条第5項において通則的に規定していること、また、「相談できる場」は「相談できる機会」に含むと考えることから、原案のままとします。
102	第30条 第2項	「子ども自身が相談できる機会を確保するものとします。」 ⇒「子ども自身が相談できる機会および場を確保し、子どもに周知するものとします。」 子ども自身が相談するにも、まずは知ることが大切だと思います。	

No.	条項等	意 見	回 答
103	第30条 第2項	「・・・機会を確保するものとします」 ⇒「・・・場を確保し、救済機関をつくるものとします」 相談できる機会だけだと救えないためです。	「相談できる場」は「相談できる機会」に含むと考えることから、原案のままとします。救済機関については第31条第2項の回答のとおりです。
104	第31条 第2項	「・・・体制を整備し・・・」 ⇒「こどもオンブズパーソンおよび、公的第三者の相談救済機関を設置し、」 具体的な体制を書いた方がいい。	
105	第31条 第2項	行政から独立し、子どもの権利の観点から調査、提言、勧告を行う公的第三機関、いわゆる子どもコミッショナー、子どもオンブズパーソンの設置をお願いしたいです。	条例においては、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」とされています（地方自治法第222条・昭和32年9月25日行政実例）。
106	第31条 第2項	条例の実効性を検証し、こどもの権利の保障を推進する意味で、人権委員会などの設置が望まれます。今後、審議をお願い致します。以下に参考として、川崎市の条例を添付します。（以下、いただいた意見では川崎市子どもの権利に関する条例第38条～第40条を記載されています）	条例を根拠とする救済機関・相談機関等を設置するには、委員等の報酬等の予算措置が必要ですが、予算の提案権は市長に専属し、現段階では予算上の措置が適確に講ぜられる見込みはなく、具体的な機関の設置を条例で規定することはできないため、原案のままとします。
107	第31条 第2項	第31条の（こどもの権利が侵害されている状態から回復するための救済）については、今後、こどもの権利擁護のために市に「こども権利擁護委員」を設置し、市にこども権利擁護の体制を整備していく必要があると思います。 「豊田市の子ども条例」や「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）」には、こどもの権利条例の中にこれが規定されています。今後、検討してみてください。	なお、市議会としてもご指摘のような機関等の設置は望ましいと考えており、令和6年11月26日に市議会の特別委員会の一つである「こども未来創造調査特別委員会」が市長に対して提出した「令和7年度当初予算の編成に対する提言書」には、「こどもの権利を保障するため、総合的なこどもの権利擁護に係る第三者機関の設置に向け、検討を行うこと」を提言項目として記載しています。ご意見の内容は、参考として執行部と共有いたします。
108	第31条 第2項	「体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。」を「こどもオンブズパーソンや公的第三者機関などの相談救済機関を設置しなければなりません。」と具体的な機関を記入した方がいい。 その機関に専門家がいる、こどもの相談や救済、代弁したりしてくれるところがあるのは子どもにとって心強く、実際にこどものために動く仕組みは必要です。	

No.	条項等	意見	回答
109	第31条第2項	<p>「・・・体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。」 ⇒「・・・公的第三者機関による相談救済機関を設置する等、体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンブズパーソンのような第三者機関による相談救済制度を盛り込んでいただきたいです。 ・具体的なことは、施策として、こども計画に盛り込み、実際に動くしくみが必要と思います。 	<p>条例においては、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」とされています（地方自治法第222条・昭和32年9月25日行政実例）。</p> <p>条例を根拠とする救済機関・相談機関等を設置するには、委員等の報酬等の予算措置が必要ですが、予算の提案権は市長に専属し、現段階では予算上の措置が適確に講ぜられる見込みはなく、具体的な機関の設置を条例で規定することはできないため、原案のままとします。</p> <p>なお、市議会としてもご指摘のような機関等の設置は望ましいと考えており、令和6年11月26日に市議会の特別委員会に対して提出した「こども未来創造調査特別委員会」が市長に対して提出した「令和7年度当初予算の編成に対する提言書」には、「こどもの権利を保障するため、総合的なこどもの権利擁護に係る第三者機関の設置に向け、検討を行うこと」を提言項目として記載しています。ご意見の内容は、参考として執行部と共有いたします。</p>
110	第31条第2項	<p>第31条の中に、オンブズパーソンなど第三者機関による相談救済制度を盛り込んでください。</p>	
111	第31条第2項	<p>「・・・体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう・・・」 ⇒「・・・子どもの権利擁護機関（こどもオンブズパーソン・子どもコミッショナー）を整備し、その他の必要な取組を行うよう・・・」</p> <p>子どもの意見表明権の保障には、子どもの権利が守られているかどうかを第三者として注視し、子どもの代弁者として活動する人や機関が必要と思います。直ぐに設置は難しいと思いますが、設置に向け検討をお願いします。</p>	
112	第32条第2項第3項	<p>「第32条第3項 市は、聴取したこどもの意見を市の施策に反映させるよう努めるものとし、反映できない場合は、その理由をこどもへ説明するよう努める。」 ⇒「第32条第2項 市は、聴取したこどもの意見や思いを大切に受けとめて、その結果と理由をこどもに伝え、市の施策に反映させるよう努めます。また、反映できない場合は、その理由をこどもへ説明するよう努めます。」</p> <p>「第32条第2項」⇔「第32条第3項」</p> <p>市の役割なので、次の第3項と順番を入れ替えた方が分かりやすいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2項と第3項を入れ替えます。文面については、原案が簡潔との考えから原案のままとします。</p>
113	第32条	<p>第6項として「市は、こどもの意見形成は意見表明を支援するために必要な人材（意見表明等支援員、アドボケート）の育成を行い、このような人材が継続的に育成され、機能するような環境の整備にも努めます。」を追加。</p> <p>2022年の児童福祉法の改正で、新たに「意見表明等支援事業」（第6条の3の17）が創設され、2024年4月から施行されています。岡山市も意見表明等支援員の養成・研修が必要なのではないかと思えます。</p>	<p>同条第5項において、市及び育ち学び遊ぶ施設等がこどもの意見表明を支援することを規定しており、ご提案の内容も含める趣旨であることから原案のままとします。</p>

No.	条項等	意 見	回 答
114	第34条	<p>第2項として次の文を追加。 「市は、前項のために、すべての子どもが一人の市民として、自由に情報にアクセスし、発信できるよう、学校、社会教育施設等において主体的な学びの機会を保障し、環境を整えます。」</p> <p>自ら考え、判断し、行動していく主権者となるためには、多様なメディアによる多様な情報が欠かせません。自由に情報を得ること、その情報を吟味し活用できること、そのための環境整備が欠かせないと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、情報の取得については主権者教育の一部であり、そのことのみ具体的な内容として記載するより、通則的な原則である現在の規定のみとする方がバランスが良いと考えることから、原案のままとします。</p>
115	第34条	<p>第2項として次の文を追加。 「市は、前項のため、すべての子どもが一人の市民として、自由に情報にアクセスし、考えを発信できるよう、学校、社会教育施設等において主体的な学びの機会を保障し、環境を整えます。」</p> <p>自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者となるためには、様々なメディアによる多様な情報が欠かせません。自由に情報を得て吟味し活用できること、そのための環境整備が欠かせないと考えます。</p>	
116	第34条	<p>特に小中学校での主権者教育が進むよう、学校への働きかけをしてもらいたい。</p>	<p>ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。</p>
117	第37条 第1項	<p>「市は、子ども施策を推進するため、<u>子どもに関する施策を総合的に調整する部署を設置し、</u>子ども基本法第10条・・・」（下線部を追加）</p> <p>子どもを中心に各局の横断的で柔軟な連携が不可欠です。</p>	<p>ご意見の内容は、参考として執行部と共有いたします。条文化については、必要性等について十分な議論を経る必要があることから原案のままとします。</p>
118	第38条	<p>「・・・子どもを含めた市民等の意見を聴いた上で・・・」 ⇒「子どもを含めた市民による第三者検証委員会を設置し・・・」</p> <p>実効性のある検証のためには、第三者の公的機関が必要だから。</p>	<p>第三者検証委員会の設置につきましては、各審議会において随時検証を行っていることから、原案のままとします。市議会としても検証の状況については、引き続き注視して参ります。</p>
119	第38条	<p>「市は、子どもに関する施策等の実施状況について、<u>第三者機関による検証委員会を設置し、</u>子どもを含めた・・・」（下線部分を追加）</p> <p>第三者機関による検証制度は必ず必要と考えます。</p>	

No.	条項等	意 見	回 答
120	第38条	「市は、こどもに関する施策等の実施状況について、 <u>第三者機関による検証委員会を設置し、</u> こどもを含めた・・・」（下線部分を追加） 第三者機関による検証制度を盛り込んでいただきたいです。	
121	第38条	第38条にも、第三者機関による検証制度を盛り込んでください。	
122	第38条	「市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、・・・」 ⇒「市は、第三者検証機関（検証委員会）を設置し、子どもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的に検証し、・・・」 実行性のある検証のためには、具体的にどこを検証するかを明記しておくことが必要と思います。岡山市にできる「こどもの権利に関する条例」が形骸化しないためにも検証機関の設置は必要と思います。	第三者検証委員会の設置につきましては、各審議会において随時検証を行っていることから、原案のままとします。市議会としても検証の状況については、引き続き注視して参ります。
123	第38条	「・・・こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません」 ⇒「・・・こどもを含めた市民による第三者検証委員会を設置し、3年ごとにその効果を公表しなければなりません」 オンブズマン的な第三者委員会は必要です。また、定期的だけでなくきちんと何年ごとと示した方がきちんと検証され、こどもの権利保障につながるからです。	
124	第38条	3年に1度は見直すなど、定期的をより具体的、実効的なものにしていただきたいです。	定期的な検証につきましては、各審議会において随時検証を行っていることから、原案のままとします。市議会としても検証の状況については、引き続き注視して参ります。

No.	条項等	意 見	回 答
125	第38条	<p>条例は作成しても状況の変化により改善していった初めて持続可能な効果のある私たちの条例となります。また今回は岡山市議会議員のみなさんが作成したものでありぜひ検証の有効性を担保する内容に変更したらさらに意義深いものになると思います。よって以下の提案をご検討ください。</p> <p>現在の条例案では「第38条 市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません。」となっていますが他市の別の条例ですが採用されている検証期間を明記すべきだと思います。</p> <p>具体的には「市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、必要があると認めるときは、この条例の有効性について確認、検証するとともに、本市の子ども権利条例にふさわしいものであるかどうかについて、市民の参加により検討し、必要に応じて見直しを行うものとする」と明記したらと思います。</p>	<p>定期的な検証につきましては、各審議会において随時検証を行っていることから、原案のままとします。</p> <p>市議会としても検証の状況については、引き続き注視して参ります。</p> <p>また、条例の有効性についての確認、検証については、附則第2項において「条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。」と明記しております。</p>
126	その他	<p>障害の有無、医療的ケアの必要の有無、人種、宗教、性別などの違いのある多様なこどもが通常の学校で差別されず一緒に学ぶ「インクルーシブ教育」に言及するべきであると思われます。第34条（主権者教育）と第35条（こどもの権利の日）の間に新たな条文（インクルーシブ教育）を設けるなど、具体的な規定振りは様々な可能性があります。</p>	<p>ご意見の趣旨は理解できますが、「インクルーシブ教育」については現段階においては人により様々な意見があることから、今後の課題として執行部とご意見を共有することとし、条文については原案のままとします。</p>
127	その他	<p>子どもが居ない家庭で、地域で聞いた事です。少し以前の事です。4年程前かな？。富山小学校の学童保育。100人単位を少数でみている。新学期の生徒が学童に入りたくても、上級生が辞めないの入れない。数年前聞いた話ですが、現在はどうなっているのでしょうか？待機しているお子さんがまだ結構いらっしゃるなら改善して頂きたいです。待機児童さんが沢山いれば、親子さん達は産み控えをします。仕事に行けなかったり。非正規で働く人達は大変です。少子化に繋がり、子ども達が生まれる権利を奪われるのではないのでしょうか？宜しくお願い致します。</p>	<p>ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。</p>

No.	条項等	意見	回答
128	その他	<p>子供の権利として不公平の是正、助成してほしいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食の無償化 他の地域では無償の地区もあるのに住んでいる場所によって負担が違うのは不公平 ○校内の服装の自由 制服のある小学校の場合、上着を脱ぐ際は中にきたカーディガンやベストも脱ぐ必要があり、微妙な体温調整や動きができない。 教室内も席によって室温が違いもあり、私服で調節できる学校との不公平を感じる。 ○習い事、塾代の補助 学力を伸ばしたい子、絵や音楽を習いたい子、スポーツの得意な子、将来の岡山市の子供が好きな事で認められる自己肯定感の高い子供になれるように、家庭の金銭的な理由で習い事をあきらめなくてもよくなって欲しい。 市内の習い事に通えば市内の企業や事業の繁栄にもつながり、税収も増えるのではないのでしょうか？ ○高齢者や生活保護の方に子供向けの見守りや警備の仕事でバラマキを減らし、子供のために仕事をあ�せんしてほしい。 ○将来生活保護等受けなくとも、自立できる子供に子供の金融教育へ力を入れて欲しい。 ○町内会のボランティアやPTAに協力させるのではなく、雇用として、通学路や学校周辺の警備や見守りを強化してほしい。 ○学校内でも教員に頼るのではなく、給食時間の補助や掃除や整備は高齢者や生活保護受給者を利用し、教員が授業に集中できる環境を整備して欲しい。 	<p>ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。</p>
129	その他	<p>条例に書いてあることは非常に素晴らしいのだが、岡山市認定こども園では常に人手不足で、「できればやりたい」と思っている子どもや保護者への支援の半分程度しかできていない。 パートさん配置の時間数をもらっていても、実際に働いてくれるパートさんがいないため、多くの時間数をゴミのように捨てるしかない状態。 子どもや保護者に丁寧寄り添うために、少し余裕をもった働き方（余白）が必要なのに、日々「預かる⇒帰す」を単調に繰り返すことしかできない。 常勤の会計年度任用職員を増やすために、さらに給与を上げることを強く求めます。 「絵に描いた餅」は、どれだけたくさんあっても、全く意味がありません。 現場の人員不足を改善し、条例の実効性を高められるような施策を早急に考えてください。</p>	

No.	条項等	意 見	回 答
130	その他	<p>様々な状況や立場の人たちが、生きづらい世の中、なんとか踏ん張って命を繋いでいる人が殆どです。そこに子どもへの配慮などを押し付けるのは端的に言って酷い暴力ですね。子どもが嫌いな人、苦手な人、望んでも授からない人、関心を寄せる余裕のない人、などへの自分がそうでなくても、想像力は無いのでしょうか？違憲ではないですか？</p> <p>私自身は子どもがおりますが、この条例は不要です。保育園や学校など、職員スタッフの方々、本当によくしてくださります。そういう子どもに関わるの方々に対して、わざわざ条例で押し付けるのは大変失礼です。私自身保育士をしていたときがありますが、大変不快に思います。</p> <p>積極財政と消費税の廃止、学費の完全無償化（制服などの負担含め。岡山、制服大好きですよ？着用を義務とするなら無償で配るべきです）を国に求め、人々が使えるお金を増やす。国ができないなら自治体でやる。これで、余裕ができたなら子どもに気を配れる人も増えますよ絶対。なので、子育ての負担を無くすこと、生きることで精いっぱい世の中にしてほしいことを行政が頑張ってください。</p>	<p>こどもの権利を大切にしてくださっている方々が多くいる一方で、子どもへの虐待、暴力、いじめ等が社会問題化しており、本条例の制定については一定の意義があるものと考えています。</p> <p>また、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」においても、本条例と同様に、子どもへの様々な配慮が規定されていること等から考慮するに、本条例が違憲であるとは考えておりません。</p> <p>ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。</p>
131	その他	<p>条例案自体は、素晴らしい内容と思います。これが、市内の様々な主体によって、着実に実行されれば、子どもが生まれ育つ環境は、かなり改善されていくものと思われます。</p> <p>私は、新年度から、家庭的・経済的に恵まれない子どもたちの学習環境を整備する一助になればと思い、ボランティア活動を計画しており、そのために何度も、岡山市の関係部局等へ後援申請等をお願いしましたが、申請書すら受理されませんでした。</p> <p>子どもの成育環境の整備に、一番欠けているのは、岡山市のスピリッツではないですか。後援の基準自体、あるいはその運用に課題があるように思います。</p> <p>どんなに素晴らしい条例を作っても、その趣旨や思いを、職員にどのように徹底し、具現化されるか。その実効性あるシステムがないと、作っただけになるのではないのでしょうか。</p> <p>この度の条例が、真に実効性のあるものになるよう、願ってやみません。</p>	<p>ご指摘の通り、条例を作るだけでなく、実効性があるものにしていくことは大変重要であると認識しております。そのためにも市議会は本条例が制定された後も継続して実効性について注視して参ります。ご意見の内容は、施策推進の参考として執行部と共有いたします。</p>